

令和6年度大牟田市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

令和6年3月28日 策定

1 趣 旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、本市の障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定め、本市における障害者優先調達の推進を図る。

2 適用範囲

調達方針の適用範囲は、本市の市長部局及び教育委員会、企業局、各事務局など全ての部署が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

調達方針の対象となる障害者就労支援施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る。）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - カ 小規模作業所（障害者の作業活動の場として、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の規定により、必要な費用の助成を受けている施設）
- (2) 障害者を多数雇用している企業
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（ア）、（イ）、（ウ）の全てを満たすもの
 - （ア） 障害者の雇用数が5人以上
 - （イ） 障害者の割合が従業員の20%以上
 - （ウ） 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体
- (4) 障害者、障害者支援施設等で構成する団体で、障害者の就労の場の創出、生活支援等を目的とする団体（ただし、（2）イに規定する（ア）、（イ）、（ウ）の全てを満たす事業を実施する場合に限る。）

4 調達の対象品目

市が障害者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。

(1) 物品

- ア 食品類（弁当、パン、菓子等）
- イ 印刷物（パンフレット、チラシ等）
- ウ 日用品（タオル、石鹸、陶器等）
- エ 農作物類（野菜、果物、苗等）
- オ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 施設、公園等の除草、清掃作業
- イ 施設等の運営、管理業務
- ウ クリーニング
- エ 軽作業（袋詰め、封入、包装、仕分け、糊付け等）
- オ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 物品等の調達目標

調達目標額：78,271千円

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、障害者優先調達推進連絡会議を開催し、全庁的な取り組みを推進する。
- (2) 障害者就労施設等から提供可能な物品等について情報収集を行い、市の各部署に情報提供を行うとともに、優先調達の依頼を行う。
- (3) 物品等の調達については、大牟田市障害者協議会を共同受注窓口とし、障害者就労施設等からの円滑及び公平な受発注に努める。
- (4) 本市の契約規則等に定める範囲内において、随意契約等により、障害者就労施設等への発注に努める。

7 調達に当たり留意すべき事項

障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 市に住所地を有する、若しくは所在する障害者就労施設等を優先する。
- (2) 大牟田市契約規則（平成2年規則第26号）その他の法令を順守し、予算の適正な執行に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本調達方針は、市ホームページにより公表する。なお、見直しを行った場合も同様とする。
- (2) 調達実績は、年度の決算が確定次第、その概要を取りまとめ、市ホームページにより公表する。